四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

平成27年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第32号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第 62号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1	別表第1(第5条及び第6条関係)						
部名	部長	班名	班長	所掌事務			
危機	危機管	統括班	危機管理室	1から3まで (略)			
管理	理監		長	4 本部長命令の伝達に関するこ			
監				<u>と。</u>			
				<u>5</u> (略)			
				6 (略)			
				7 自主防災組織への支援に関す			
				<u>ること。</u>			
				8 通信機器の管理運用に関する			
				<u>こと。</u>			
				9 備蓄の保管管理に関するこ			
				<u>と。</u>			
				10 災害救助法(昭和22年法			
				律第118号)に係る事務の統			
				<u>括に関すること。</u>			
(略)						
政策	政策推	秘書班	秘書課長	1 (略)			

		中央連絡班	東京事務所	3 (略)
			長	4 政府その他中央機関への陳情
		報道広報班	広報広聴課	<u>に関すること。</u>
			長	5 国、県等に対する陳情及び要
				望事項の取りまとめに関するこ
				<u>と。</u>
				<u>6</u> (略)
				<u>7</u> (略)
				8 (略)
				9 (略)
				10 (略)
				11 (略)
				12 復興計画の策定に関するこ
				<u>と。</u>
				<u>13</u> 部の所管する施設の <u>災害防</u>
				<u>御及び</u> 被害調査に関すること。
総務	総務部	総務班	総務課長	1 (略)
部	長	人事班	人事課長	<u>2</u> <u>県</u> への被害状況の報告に関す
		記録班	IT推進課長	ること。
		協力班	職員研修所	3 (略)
			長	4 (略)
		協力班	検査室長	5 (略)
		協力班	人権・同和	6 (略)
			政策課長	<u>7</u> 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
		協力班	人権センタ	<u>及び</u> 被害調査に関すること。
			一所長	
		調達契約班	調達契約課	
			長	
財政	財政経	財政経営班	財政経営課	1 (略)
経営	営部長		長	2 (略)
部		第1避難対	収納推進課	3 (略)

		策班	長	4 被害家屋の調査の実施に関す
		第 2 避難対	市民税課長	<u>ること。</u>
		策班		<u>5</u> (略)
		第 3 避難対	資産税課長	<u>6</u> (略)
		策班		<u>7</u> (略)
		管財班 	管財課長	<u>8</u> 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
				<u>及び</u> 被害調査に関すること。
市民	市民文	地域広報班	市民生活課	1 (略)
文化	化部長		長	2 避難者の誘導に関すること。
部			(市民生活	<u>3</u> 地域及び市民に対する災害広
			課)	報に関すること。
			(市民協働	<u>4</u> 罹災証明その他災害に係る証
			安全課)	明に関すること。
		地域広報協	男女共同参	<u>5</u> (略)
		力班	画課長	<u>6</u> (略)
		市民班	市民課長	<u>7</u> (略)
		文化振興班	文化振興課	<u>8</u> 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
			長	<u>及び</u> 被害調査に関すること。
健康	健康福	健康福祉総	健康福祉課	1 被災者に対する救助物資、義
福祉	祉部長	務班	長	援金、義援物資及び応急給食の
部			(健康福祉	計画並びに給与に関すること。
			課)	2 災害時要援護者の安全確保に
			(保護課)	関すること。
			(介護・高	3 ボランティアの受け入れ及び
			齢福祉課)	総合調整に関すること。
			(障害福祉	<u>4</u> (略)
			課)	5 (略)
		医療保健班	健康づくり	<u>6</u> (略)
			課長	<u>7</u> (略)
			(健康づく	<u>8 医療救護所</u> の設置に関するこ
			り課)	と。

1.1	l	1	I	1.1
			(保健予防	<u>9</u> (略)
			課)	10 被災者の栄養調査及び指導
			(保険年金	に関すること。
			課)	11 (略)
		衛 生 班	衛生指導課	12 (略)
			長	13 (略)
			(衛生指導	14 (略)
			課)	15 (略)
			(食品衛生	<u>16</u> 部の所管する施設の <u>災害防</u>
			検査所)	<u>御及び</u> 被害調査に関すること。
こど	こども	こども健康	こども未来	1 臨時託児所に関すること。
も未	未来部	福祉班	課長	2 (略)
来部	長		(こども未	3 被災児童の栄養調査及び指導
			来課)	<u>に関すること。</u>
			(こども保	4 被災児童の健康管理及び精神
			健福祉課)	保健活動に関すること。
			(あけぼの	5 災害に伴う応急教育に関する
			学園)	<u>こと。</u>
			(保育幼稚	6 被災児の保健管理に関するこ
			園課)	<u>と。</u>
				<u>7</u> 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
				<u>及び</u> 被害調査に関すること。
商工	商工農	商業勤労班	商業勤労課	1 から 3 まで (略)
農水	水部長		長	4 耕地及び農業用施設の被害調
部			(商業勤労	査に関すること。
			課)_	5 (略)
			(観光推進	6 (略)
			課)_	<u>7</u> 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
		工業振興班	工業振興課	<u>及び</u> 被害調査に関すること。
			長	
		農水振興班	農水振興課	

			長	
		けいりん事	けいりん事	
		業班	業課長	
環境	環境部	環境保全班	環境保全課	1 (略)
部	長		長	2 被災地の消毒に関すること。
		消毒清掃統	生活環境課	3 (略)
		括班	長	<u>4</u> (略)
			(生活環境	5 (略)
			課)	<u>6</u> (略)
			(新ごみ処	<u>7</u> (略)
			理施設整備	8 (略)
			課)	<u>9</u> 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
		第1ごみ収	南部清掃事	<u>及び</u> 被災調査に関すること。
		集班	業所長	
		第 2 ごみ収	北部清掃事	
		集班	業所長	
		埋立班	南部埋立処	
			分場長	
		焼却班	北部清掃工	
			場長	
都市	都市整	都市計画班	都市計画課	1 から 9 まで (略)
整備	備部長		長	<u>10</u> 部の所管する施設の <u>災害防</u>
部		建築指導班	建築指導課	<u>御、</u> 被害調査及び応急復旧に関
			長	すること。
		開発審査班	開発審査課	
			長	
		道路整備班	道路整備課	
			長	
		市街地整	市街地整	
		備・公園班	備・公園課	
			長	

		_ 河 川 排 か	く刊	河川排水課	
		7 7 7 7 7 11 7 3		長	
		管理班		道路管理課	
				長	
		用地班		用地課長	
		│ │営繕工務	务班	 営繕工務課	
				長	
		 市営住宅	三班	 市営住宅課	
				長	
(略)				
会計	会計管	経理班		会計管理室	1 (略)
管理	理者			長	2 他の部の業務の応援に関する
室					<u>こと。</u>
消防	消防長	警防本	指	消防本部・	1 から 8 まで (略)
本部		部	令	情報指令課	9 部の所管する施設の <u>災害防御</u>
			班	長	<u>及び</u> 被害調査に関すること。
			消	消防本部・	
			防	消防救急課	
			班	長	
			総	消防本部・	
			務	総務課長	
			班		
			予	消防本部・	
			防	予防保安課	
			班	長	
		現地本	消	各消防署、	
		部	防	分署長	
		(各消	班		
		防署)	<u>指</u>		
			<u>導</u>		
			<u>班</u>		

l	İ	I	I	1
上下	上下水	総務班	総務課長	<u>1</u> 水源施設の <u>災害防御、</u> 被害調
水道	道事業	調査班	経営企画課	査及び応急復旧に関すること。
局	管理者		長	2 水道管等配水施設の災害防
		施設管理班	施設課長	<u>御、</u> 被害調査及び応急復旧に関
		給水班	お客様セン	すること。
			ター所長	3 水質の管理に関すること。
		第1水道復	水道建設課	4 応急給水の計画及び実施に関
		旧班	長	<u>すること。</u>
		第2水道復	水道維持課	5 公共下水道施設の災害防御、
		旧班	長	被害調査及び応急復旧に関する
		下水管路管	下水建設課	こと。
		理班	長	
市立	病院事	総務班	病院・総務	1 地域災害拠点病院としての医
四日	務長		課長	療提供に関すること。
市病		医事班	病院・医事	
院			課長	
		施設管理班	病院・施設	
			課長	
教育	教育長	教育総務班	教育総務課	1 教育施設及び設備の <u>災害防御</u>
委員			長	<u>及び</u> 被害調査に関すること。
会		第1教育施	教育施設課	2 から 7 まで (略)
		設班	長	8 文化財の <u>災害防御及び</u> 被害調
		第2教育施	スポーツ課	査に関すること。
		設班	長	
		第1学校教	学校教育課	
		育班	長	
		第2学校教	指導課長	
		育班		
		人権教育班	人権・同和	
			教育課長	
		社会教育班	社会教育課	
1	l	ı L	1	

			長	
		教育支援班	教育支援課	
			長	
(略)			

(略)

備考

- 1 統括班及び総務班の班員は、相互にこれを兼ねるものとする。
- 2 (略)

改正前

別表第1(第5条及び第6条関係)

部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機	危機管	統括班	危機管理室	1から3まで (略)
管理	理監		長	4 (略)
監				<u>5</u> (略)
(略))			
政策	政策推	秘書班	秘書課長	1 (略)
推進	進部長	本部連絡班	政策推進課	2 <u>災害視察者及び見舞者</u> の接
部			長	遇に関すること。
		中央連絡班	東京事務所	3 (略)
			長	4 本部長命令の伝達に関する
		報道広報班	広報広聴課	<u>こと。</u>
			長	5 (略)
				6 (略)
				<u>7</u> (略)
				8 (略)
				<u>9</u> (略)
				10 (略)
				<u>11</u> 部の所管する施設の被害
				調査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
				と。
総務	総務部	総務・通信	総務課長	1 通信機器の管理運用に関す

部	長	班		<u>ること。</u>
		人事班	人事課長	2 (略)
		記録班	IT推進課長	<u>3</u> <u>知事</u> への被害状況の報告に
		協力班	職員研修所	関すること。
			長	<u>4</u> (略)
		協力班	検査室長	5 (略)
		協力班	人権・同和	6 (略)
			政策課長	<u>7</u> (略)
		協力班	人権センタ	8 部の所管する施設の被害調
			一所長	査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
		調達契約班	調達契約課	と。
			長	
財政	財政経	財政経営班	財政経営課	1 国、県等に対する陳情及び
経営	営部長		長	要望事項の取りまとめに関す
部		第1避難対	収納推進課	<u>ること。</u>
		策班	長	2 政府、政党その他中央機関
		第2避難対	市民税課長	<u>への陳情に関すること。</u>
		策班		3 (略)
		第 3 避難対	資産税課長	4 (略)
		策班		5 避難者の誘導に関するこ
		管財班	管財課長	<u>Ł.</u>
				6 (略)
				<u>7</u> (略)
				8 (略)
				9 (略)
				<u>10</u> 部の所管する施設の被害
				調査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
				٤.
市民	市民文	地域広報班	市民生活課	1 (略)
文化	化部長		長	<u>2</u> 地域住民に対する災害広報
部		地域広報協	男女共同参	に関すること。

		力班	 画課長	3 り災証明その他災害に係る
		市民班	画	<u>う り灰証明</u> での他灰害にほる 証明に関すること。
		文化振興班	文化振興課	<u>4</u> (略)
			長	<u>5</u> (略)
				<u>6</u> (略)
				│ <u>7</u> 部の所管する施設の被害調 │ │
				査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
				と。
健康	健康福	健康福祉総	健康福祉課	1 災害救助法に関すること。
福祉	祉部長	務班	長	2 (略)
部			(健康福祉	3 (略)
			課)	4 被災者に対する救助物資、
			(保護課)	義援物資及び応急給食の計画
			(介護・高	並びに給与に関すること。
			齢福祉課)	5 (略)
			(障害福祉	<u>6</u> (略)
			課)	<u>7 救護所</u> の設置に関するこ
		医療保健班	健康づくり	と。
			課長	8 (略)
			(健康づく	<u>9</u> <u>リ災者</u> の栄養調査及び指導
			り課)	に関すること。
			(保健予防	10 (略)
			課)	<u>11</u> (略)
			(保険年金	<u>12</u> (略)
			課)	<u>13</u> (略)
		 衛 生 班	│ │ 衛生指導課	<u>14</u> (略)
			長	 <u>15</u> 部の所管する施設の被害
			 (衛生指導	 調査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
			課)	٤.
			(食品衛生	
			検査所)	
			18 4 111 /	

こど	こども	 こども健康	こども未来	1 被災児童の健康管理及び精
も未	未来部	福祉班	課長	<u>神保健活動に関すること。</u>
来部	長		(こども未	2 (略)
			来課)	3 臨時託児所に関すること。
			(こども保	4 部の所管する施設の被害調
			健福祉課)	査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
			(あけぼの	٤.
			学園)	
			(保育幼稚	
			園課)	
商工	商工農	商業勤労班	商業勤労課	1 から 3 まで (略)
農水	水部長		長	4 (略)
部		工業振興班	工業振興課	5 (略)
			長	<u>6</u> 部の所管する施設の被害調
		農水振興班	農水振興課	査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
			長	٤.
		けいりん事	けいりん事	
		業班	業課長	
環境	環境部	環境保全班	環境保全課	1 (略)
部	長		長	2 被災地の消毒 <u>及び防疫</u> に関

		ᄪᆠᅖ		古如田六加	_
		埋立班		南部埋立処	と。
		L		分場長	
		焼却班		北部清掃工	
				場長	
都市	都市整	都市計画	班	都市計画課	1から9まで (略)
整備	備部長			長	10 被害家屋調査の実施に関
部		建築指導	弹班	建築指導課	<u>すること。</u>
				長	11 部の所管する施設の被害
		開発審査	近班	開発審査課	調査 <u>及び災害防御</u> 及び応急復
				長	旧に関すること。
		道路整備	責班	道路整備課	
				長	
		市街地整	<u>¥</u>	市街地整	
		備・公園	班	備・公園課	
				長	
		河川排水	く班	河川排水課	
				長	
		管理班		道路管理課	
				長	
		用地班		用地課長	
		営繕工務	8班	営繕工務課	
				長	
		市営住宅	:班	市営住宅課	
				長	
(略))	1		l	
会計	会計管	経理班		会計管理室	1 (略)
管理	理者			長	
室					
消防	消防長	警防本	指	消防本部・	1から8まで (略)
本部		部	令	情報指令課	9 部の所管する施設の被害調
			班	長	査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
	1	I	1	I	

			消	消防本部・	と。
			防	消防救急課	
			班	長	
			総	消防本部・	
			務	総務課長	
			班		
			予	消防本部・	
			防	予防保安課	
			班	長	
		現地本	消	各消防署、	
		部	防	分署長	
		(各消	班		
		防署)			
上下	上下水	総務班		総務課長	1 人員体制の確保及び応援受
水道	道事業	調査班		経営企画課	<u>入れに関すること。</u>
局	管理者			長	2 上下水道施設の被害情報収
		施設管理班		施設課長	集、状況分析及び復旧計画に
		給水班		お客様セン	関すること。
				ター所長	<u>3</u> 上下水道施設の被害調査及
		第 1 水道	復	水道建設課	び応急復旧に関すること。
		旧班		長	4 断水区域の飲料水供給に関
		第2水道	復	水道維持課	<u>すること。</u>
		旧班		長	<u>5</u> 水道管路被害調査及び応急
		下水管路	管	下水建設課	復旧に関すること。
		理班		長	6 断水地域の情報収集、資材
					の調達及び応急給水に関する
					<u>こと。</u>
					<u>7</u> <u>下水管路</u> 被害調査及び応急
					復旧に関すること。
市立	病院事	総務班		病院・総務	1 救急患者の収容及び診療助
四日	務長			課長	産に関すること。

市病		医事班	病院・医事	2 医療材料の調達及び供給に
院			課長	<u>関すること。</u>
		施設管理班	病院・施設	3 その他病院に関すること。
			課長	
教育	教育長	教育総務班	教育総務課	1 教育施設及び設備の被害調
委員			長	査 <u>及び災害防御</u> に関するこ
会		第1教育施	教育施設課	と。
		設班	長	2から7まで (略)
		第2教育施	スポーツ課	8 文化財の被害調査 <u>及び災害</u>
		設班	長	<u>防御</u> に関すること。
		第1学校教	学校教育課	
		育班	長	
		第2学校教	指導課長	
		育班		
		人権教育班	人権・同和	
			教育課長	
		社会教育班	社会教育課	
			長	
		教育支援班	教育支援課	
			長	
(略)			

備考

- 1 統括班及び<u>総務・通信班</u>の班員は、相互にこれを兼ねるものとする。
- 2 (略)

		改正後			
別表第2(第12条関係)					
分隊名	担当区域	分隊長	分隊員		
(略)	(略)				
楠分隊	楠地区	楠地区市民センター館長	市長特命		
	•				

		改正前		
別表第2(第12条関係)				
分隊名 担当区域 分隊長 分隊員				
(略)	(略)			
楠分隊	楠地区	楠総合支所長	市長特命	

改正後

別表第3(第13条関係)

種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要	1 (略)
	最小限の人員を配置	2 市内を含む地域に次の注意報の
	し、主として情報収	いずれかが発表され、市長が必要
	集、連絡活動等を行	と認めたとき。
	い、状況により警戒体	(1)及び(2) (略)
	制に迅速に移行できる	3 及び 4 (略)
	体制	

改正前

別表第3(第13条関係)

	•	
種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要	1 (略)
	最小限の人員を配置	2 市内を含む地域に次の <u>警報又は</u>
	し、主として情報収	注意報のいずれかが発表され、市
	集、連絡活動等を行	長が必要と認めたとき。
	い、状況により警戒体	(1)及び(2) (略)
	制に迅速に移行できる	3 及び 4 (略)
	体制	
	•	

改正後

別表第5(第13条及び第14条関係)

	区分	配備基準
警戒体	警戒初動	各部で対応に必要な職員数 <u>及び</u> 地区市民センター 1
制		人
+	第 1 次	各所属 1 人以上、地区市民センター 1 人 <u>及び</u> 緊急部
		員
	第 2 次	各所属(地区市民センターを含む)の1/3程度
	第 3 次	各所属(地区市民センターを含む)の1/2程度
(略)		

改正前

別表第5(第13条及び第14条関係)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
区分		配備基準		
警戒体	警戒初動	各部で対応に必要な職員数、地区市民センター <u>及び</u>		
制		楠総合支所 1 人		
	第 1 次	各所属 1 人以上、地区市民センター <u>及び楠総合支所</u>		
		1人、緊急部員		
	第 2 次	各所属(地区市民センター <u>及び楠総合支所</u> を含む)		
		の 1 / 3 程度		
	第 3 次	各所属(地区市民センター <u>及び楠総合支所</u> を含む)		
		の1/2程度		
(略)				

(四日市市中核市推進室に関する規則の一部改正)

第2条 四日市市中核市推進室に関する規則(平成20年四日市市規則第13 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 室の分掌事務は、次のとおり	第3条 室の分掌事務は、次のとおり
とする。	とする。
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 特例市等の大都市制度に関する
	<u>こと。</u>
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)

(四日市市パブリックコメント手続条例施行規則の一部改正)

第3条 四日市市パブリックコメント手続条例施行規則(平成17年四日市市規則 第72号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(計画等の案等の公表方法)	(計画等の案等の公表方法)
第2条 条例第4条第3項に規定する	第2条 条例第4条第3項に規定する
計画等の案等の公表及び条例第7条	計画等の案等の公表及び条例第7条
第3項に規定する提出された意見の	第3項に規定する提出された意見の
内容等の公表は、次の各号に掲げる	内容等の公表は、次の各号に掲げる
方法によるものとする。	方法によるものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 計画等の担当課、市政情報セン	(2) 計画等の担当課、市政情報セン
ター及び地区市民センターの窓口	ター <u>、楠総合支所</u> 及び地区市民セ
での閲覧又は配布	ンターの窓口での閲覧又は配布
(3) (略)	(3) (略)

(四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則の一部改正)

第4条 四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則(昭和35年四日市市規則 第8号)の一部を次のように改正する。

改正後

(目的)

第1条 この規則は、四日市市役所本 庁庁舎、総合会館、北館、本町プラ ザ及び各地区市民センター庁舎(附 属建物、施設及びその敷地を含む。 以下「庁舎」という。)の取締りに ついて、必要な事項を定め、庁舎内 の秩序の維持及び職員の安全の保持 を図り、もって公務の適正な執行及 び運営を図ることを目的とする。 (目的)

第1条 この規則は、四日市市役所本 庁庁舎、総合会館、北館、本町プ市 ザ、楠総合支所庁舎及び各地区市市 センター庁舎(附属建物、施設及とい その敷地を含む。以下「庁舎」とい う。)の取締りについて、必要ない う。)の取締りについたの維持及い 職員の安全の保持を図り、もっこと 務の適正な執行及び運営を図ること を目的とする。

(四日市市連絡員設置規則の一部改正)

第5条 四日市市連絡員設置規則(平成11年四日市市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正後

(職務)

第6条 連絡員は、市民生活課長(地 区市民センター<u>(中部地区市民セン</u> ターを除く。)管内にあっては地区 市民センター館長)の命を受け、次 の各号に掲げる市民との連絡事務に 従事する。

(1)から(4)まで (略)

(服務)

- 第7条 連絡員の服務については、次 の各号に定めるところによる。
 - (1) 連絡員は、週1回以上本庁(地区市民センター(中部地区市民セ

改正前

(職務)

第6条 連絡員は、市民生活課長(地区市民センター管内にあっては地区市民センター館長、楠総合支所管内にあっては楠総合支所管内にあっては楠総合支所長。以下同じ。)の命を受け、次の各号に掲げる市民との連絡事務に従事する。

(1)から(4)まで (略)

(服務)

- 第7条 連絡員の服務については、次 の各号に定めるところによる。
 - (1) 連絡員は、週1回以上本庁(地 区市民センター管内にあっては地

<u>ンターを除く。)</u>管内にあっては 地区市民センター)に登庁し、出 勤簿に自ら押印するものとする。 ただし、市民生活課長が特別な事 由があると認める場合は、この限 りでない。

(2)から(7)まで (略)

2 (略)

区市民センター、楠総合支所管内 にあっては楠総合支所)に登庁 し、出勤簿に自ら押印するものと する。ただし、市民生活課長が特 別な事由があると認める場合は、 この限りでない。

(2)から(7)まで (略)

2 (略)

(四日市市印鑑条例施行規則の一部改正)

第6条 四日市市印鑑条例施行規則(昭和59年四日市市規則第12号)の一部 を次のように改正する。

改正後	改正前	
(申請及び届出)	(申請及び届出)	
第2条 条例及び規則による届、申請	第2条 条例及び規則による届、申請	
書等は、市役所市民課、地区市民セ	書等は、市役所市民課 <u>、楠総合支</u>	
ンター及び市民窓口サービスセンタ	<u>所</u> 、地区市民センター及び市民窓口	
ーに提出しなければならない。	サービスセンターに提出しなければ	
	ならない。	

(四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和59年四日市市規則第4号)の一部を次のように改正する。

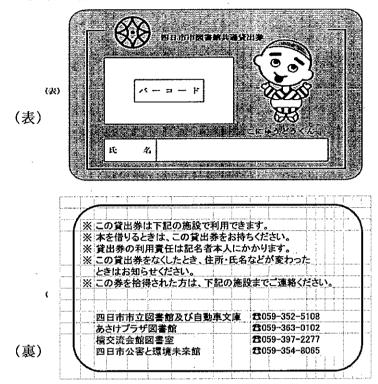
第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式 (第9条関係)

	四日市地域総合会館	
	個人貸出申込書	
	あさけプラザ図書館	システム
	(太線の中だけ記入してください)	入力者
利用者コード	登録日	
ふりがな		
氏 名		T
住 所	市町町丁目	
(すんでいるところ)	郡	
生年月日	年 月 日 生 電	1 宅() 局 番
学 校 名 ま た は		携帯電話
勤務先	勤務先電話番号() 一	
ネット予約用パスワード	・希望する・希望しない	
		免·保·身·学·
·		と 住・電・その他

第7号様式 (第9条関係)

第7号様式 (第9条関係)



(四日市市楠交流施設条例施行規則の廃止)

第8条 四日市市楠交流施設条例施行規則(平成17年四日市市規則第12号)は、廃止する。

(四日市市観光推進室に関する規則の廃止)

第9条 四日市市観光推進室に関する規則(平成23年四日市市規則第17号)は、廃止する。

(四日市市都市計画まちづくり条例施行規則の一部改正)

第10条 四日市市都市計画まちづくり条例施行規則(平成19年四日市市規則 第56号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(地区まちづくり構想における地区	(地区まちづくり構想における地区
の定義)	の定義)
第9条 条例第18条に規定する地区	第9条 条例第18条に規定する地区
とは、一連のコミュニティが形成さ	とは、一連のコミュニティが形成さ
れている小学校区又は地区市民セン	れている小学校区又は地区市民セン
ターの所管する区域など従来から一	ター <u>若しくは楠総合支所</u> の所管する
体的な地域社会活動が行われている	区域など従来から一体的な地域社会
一定の広がりを持った区域とする。	活動が行われている一定の広がりを
	持った区域とする。

(四日市市公共交通推進室に関する規則の一部改正)

第11条 四日市市公共交通推進室に関する規則(平成26年四日市市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(分掌事務)	(分掌事務)	
第3条 室の分掌事務は、次のとおり	第3条 室の分掌事務は、次のとおり	
とする。	とする。	

(1)から(4)まで (略)

(5) 主管工事の設計及び施行に関す ること。

(6) 主管工事の監督及び竣工検査に 関すること。

(7) (略)

(1)から(4)まで (略)

<u>(5)</u> (略)

(四日市市会計規則の一部改正)

第12条 四日市市会計規則(昭和39年四日市市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (財務会計システムによる事務) (財務会計システムによる事務) 第167条 この規則の規定により行 第167条 この規則の規定により行 うこととされている金銭出納その他 うこととされている金銭出納その他 の会計事務は、原則として財務会計 の会計事務は、原則として財務会計 システムを利用する。ただし、四日 システムを利用する。ただし、四日 市市立図書館、あさけプラザ図書 市市立図書館、あさけプラザ図書 館、楠交流会館図書室及び四日市公 館、楠公民館図書室及び環境学習セ 害と環境未来館に存する貸出用の図 ンターに存する貸出用の図書並びに 書並びに四日市市立博物館の収蔵品 四日市市立博物館の収蔵品(第11 (第117条に定める重要な物品を 7条に定める重要な物品を除く。) 除く。)にかかる備品管理について にかかる備品管理についてはこの限 はこの限りでない。 りでない。 2から4まで (略) 2から4まで (略)

	者	べき者		
市長の事務部	課(室、		所属の長が指名し	所属の長が指名し
局の各課	園)長		た庶務担当の係長	た庶務担当の係長
(室、園)			相当職以上の職員	相当職以上の職員
教育委員会の	課長			
事務部局の各				
課				
(略)				
あさけプラザ	館長			
四日市公害と	館長			
環境未来館				
多文化共生推	市民生活	室長		
進室	課長			
(略)				

改正前

別表第1(第4条の3及び第4条の5関係)

M 1 (M + 1)	$M(X_n) = (X_n \times X_n) \times X_n \times$				
(略)					
設置箇所	出納員に	現金取扱	物品取扱員となる	審査補助員となる	
	なるべき	員になる	べき者	べき者	
	者	べき者			
市長の事務部	課(室、		所属の長が指名し	所属の長が指名し	
局の各課	園)長		た庶務担当の係長	た庶務担当の係長	
(室、園)			相当職以上の職員	相当職以上の職員	
楠総合支所	支所長				
教育委員会の	課長				
事務部局の各					
課					
(略)					
あさけプラザ	館長				

多文化共生推	市民生活	室長	
進室	課長		
(略)			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部総務課)